意と構えを確立しよう！

第三次合理化に対決し たたかいをこう組む

第十六回中央委員会決定

今年二月いらい第三次合理化の内容を、われわれは全員で検討しきびしいたたかいを決意してきたが、いわゆる対置要求大綱も別項のとおり炭労中斗に提示した。さらに、賃金斗争も合理化攻撃とからんで、全く予測を許さぬ情況にある。

われわれは反合理化、反独占斗争の基本として昨年四月「長期抵抗路線」を三池労組の行動方針として決定したが、その後の経過は抵抗斗争の意義と成果についての「展望」の正しさを立証している。また、われわれをめぐる内外の諸情勢も極めて複雑であるが、反動の激化に対応する国民一人ひとりの抵抗のうねりも、底流としての盛りあがりを徐々に強く見せはじめている。

二八日いらい「交流情宣」も実施され、第三次合理化中央交渉の再開にのぞむ三池労働者の構えを再確立しつつあるが、二六日の第十六回中央委で満場一致で決定されたわれわれの斗争方針大綱は、次のとおりである。

抵抗の成果と意義

(1)方別ストについて

五月三〇日現在で八五回の方別ストをわれわれは実施した。

これは一昨年一〇月いらい週一回を原則として実施してきたが、その指標は「保案無視・差別・切り崩し・二八名の刑事責任追及・指導部一〇名の争議責任追及・協定じゅうりん等々」一切の不法・不当を追及する断固たる抵抗ストである。

このため、われわれ全員の抵抗意識は強化され定着された。

会社側の日産二万トン計画はおろか、一万五千トンベースも実現されず、「差別と生産上昇の矛盾」を事実を以て示している。

われわれの方別ストに対し、五〇〇円の大出し奨励金で張り合ってきた第二組合員も、いまは「五〇〇円よりは体を大切に」という本心をもちはじめている。

(2)第二組合員の動向

それだけではない。

宮浦の一部の第二組合員諸君は「転制が非民主的である。とくに保安発破係員は同じ組合員でありながら傲慢張っている。なによりも標準作業量が次々引き上げられ仕いても仕いても金にならない。作業上の意見を具申したたけで雑役に差別配役される。

われわれは第三次合理化の一切に妥協することはできない。

田川、山野、美唄の閉山反対斗争には共斗をつくし、企業縮少にたいしても「階級的な人員受け入れ」は考えるが、われわれに対する不当なハネ出しや労仂条件切り下げの押しつけなどには断固たる抵抗斗争を一層強化する。

全体の足なみを そろえよう

そのためには、保安を第一とし会社の怠慢を求めるため、転場毎に細かい対議をかさねて「生産は弾圧ではあがらない」という事実を思いしらせる必要がある。

あまりの労仂強化に、第二組合員も田川・山野からの転入者も共に耐えられない時期が必ずくる。

不均衡発展というスキを作らぬよう全体としても、転場内でも足並みをしっかりそろえよう。

一方的強行には ストライキ

最悪の場合、敵が不当な強行措置に出ることが考えられる。

そのときもわれわれは抵抗をやめない。あらゆる区分と段階毎のストライキおよび全体の統一行動を以て粘りづよくたたかう。

職場ごとの逆要求

われわれはすでに「一転場一抵抵」を討議し実行しつつあるが、さらに態勢を強化して、転場毎に逆要求を決めてたたかう。

そのため

具体的な保安要求を出そう。

転場の民主化斗争を確立する。

労仂法上の権利を主張しよう。

不当労仂行為の摘発を行う。

五人組の話合いを徹底しよう。

(3)たたかいの巾を拡げよう

池田反動下の合理化の本質が、自由化のしわよせ一さいを労仂者に背負わせ、資本主義体制の維持のためにアメリカと結び、要するに労仂運動弾圧をねらうものであることをわれわれは解明している。

そして意識ある国民のすべては平和と独立をねがい、重税と物価高に不満をもち、反動政治に対する憎しみを強めつつある。

したがってわれわれは、

①他組織の労仂者と日常的に結

われわれの 当面の行動

(1)希望退職について

水俣の仲間は、七五〇名の希望退転募集枠にたいし現在数十名しか応募していないが、これは会社側の合理化に強く反ぱつしているからにほかならない。

われわれも、労仂者に犠牲のみを強要し、労仂運動弾圧に露骨な第三次合理化に反対である以上、ここで希望退転に応じない方針が当然だと判断する。

このため、敵のまき散らす退転ムード一掃について具体的に教宣活動を行い、個人個人の相談には全力をあげて当ることを決めた。

炭労や総評の仲間たちから、三池労組の組織維持から拡大のために、ばく大なカンパと支援を与えられている以上、これは当然である。

(2)われわれの抵抗強化について

三井鉱山が真に反省し一切の不当措置を停止しない限り、われわれは第三次合理化の一切に妥協することはできない。

田川、山野、美唄の閉山反対斗争には共斗をつくし、企業縮少にたいしても「階級的な人員受け入れ」は考えるが、われわれに対する不当なハネ出しや労仂条件切り下げの押しつけなどには断固たる抵抗斗争を一層強化する。

全体の足なみを そろえよう

そのためには、保安を第一とし会社の怠慢を求めるため、転場毎に細かい対議をかさねて「生産は弾圧ではあがらない」という事実を思いしらせる必要がある。

あまりの労仂強化に、第二組合員も田川・山野からの転入者も共に耐えられない時期が必ずくる。

不均衡発展というスキを作らぬよう全体としても、転場内でも足並みをしっかりそろえよう。

一方的強行には ストライキ

最悪の場合、敵が不当な強行措置に出ることが考えられる。

そのときもわれわれは抵抗をやめない。あらゆる区分と段階毎のストライキおよび全体の統一行動を以て粘りづよくたたかう。

職場ごとの逆要求

われわれはすでに「一転場一抵抵」を討議し実行しつつあるが、さらに態勢を強化して、転場毎に逆要求を決めてたたかう。

そのため

具体的な保安要求を出そう。

転場の民主化斗争を確立する。

労仂法上の権利を主張しよう。

不当労仂行為の摘発を行う。

五人組の話合いを徹底しよう。

(3)たたかいの巾を拡げよう

池田反動下の合理化の本質が、自由化のしわよせ一さいを労仂者に背負わせ、資本主義体制の維持のためにアメリカと結び、要するに労仂運動弾圧をねらうものであることをわれわれは解明している。

そして意識ある国民のすべては平和と独立をねがい、重税と物価高に不満をもち、反動政治に対する憎しみを強めつつある。

したがってわれわれは、

①他組織の労仂者と日常的に結

転場常会

ながい
抵抗のたたかいのなかで
いつのまにか
老眼鏡がふえ

ながい
抵抗のたたかいのなかで
いつのまにか
去るものは去り

いま
集会所にあつまる顔は
めっきり減ったが！

われわれの要求書案決る

第三次合理化に対する対置要求については、五月二六日の第十六回中央委員会において次のとおり大綱として確認された。

炭労大会の決定により、この三池としての要求案は炭労中斗委員会で指導・調整をうけることになっている。

中央交渉はすぐにも開催されることになっているが、具体的な三池斗争の方針は別項のとおりであり一層の団結と抵抗の強化を図らねばならない。

要求書（案）

一、閉山その他に関する件

(1) 金従業者の生活と雇用安定のため、生産と人員に関する長期計画の提示を要求する。

(2) 保安対策の強化を次のとおり要求する。

イ、保安委員を他山なみに常駐されたい。

ロ、災害時における執行委員の入坑を認めよ。

ハ、保安常会を全転種にわたり月一回開催されたい。

(3) 昭和三六年一二月九日付組夫に関する協定に基づき組夫制度を廃止するため、その計画の提示を要求する。

(4) 昭和三八年五月一日付にて直幡夫への切替えを協定されていた鉱山学校卒業生（現在臨時夫）については、協定に基づき、直幡夫として採用されたい。なお、再建協定による最終年度の卒業生の採用を実施されたい。

(5) 山野、田川からの転入者の組合選択の自由を保障し、受け入れに伴う配転については協議決定とされたい。

(6) 地方鉄道変更後の港務所における運輸・人員計画ならびに管理系統を明示されたい。

二、職場規律に関する件

(1) 転種・転場の異動および所属方の変更は、現在有効期間中の協約第八条（異動その他）第九条（勤務交替）に基づき、組合と会社の協議による決定とさるべきであ

かんがみ、労仂力保全の必要を痛感し、昭和三三年七月九日付協定に基づき、現場七時間制を破棄し拘束八時間労仂の確立を要求する

(6) 作業指示に名をかりた当組合員に対する「差別取扱い」が継続されているが、このような不当労仂行為を直ちに停止されたい。

三、管理関係に関する件

(1) 現行健康保険法（三八年四月一日改正）によれば、在籍者については病気治癒までの療養給付を行うことになっているので、法に準じ休転期間新設による解雇の提案を撤回するよう要求する。

(2) 年次有給休暇に関し次のことを要求する。

イ、―略―

ロ、休暇日数の繰越制度の廃止を提案しているが基準法第三十九条によれば本人の請求があれば時効中断となるので二年打切りを撤回されたい

ハ、―略―

(3) 諸休暇の権利発生と行使は、争議とは無関係のものであって、争議行為を理由にはく奪されるものではない。従って提案の撤回を要求する。

（諸休暇制限・無給反対）

(4) 現状においても組合活動に対

五、山元提案事項

(1) 管理関係に関する件

イ、解雇を含む賞罰規則の一部改正は、現行協約事項を社内規則にすりかえるものであって、組合法第十六条違反であり、現在有効期間中である協約違反となるので提案撤回を要求する。

ロ、―略―

(2) 賃金関係に関する件

イ、現行標準作業量は、現場七時間制、つまり規定残業を含む拘束時間の作業量によって決定されたものであるから、八時間労仂に対応する標準作業量に修正を要求する。

ロ、機械採炭、機械化掘進の新設標準作業量の決定にあたっては一般採炭同様三池一本の決定を要求する。

ハ、請負給、流動給、奨励加給日給制の合理化については〇・五刻みの三ランクに統一を要求する。

ニ、賃金日報の公開

近来、退転者増加に伴う賃金計算のミス、その他支払いに関し疑義も多くなっているので、月一回組合に公開されるよう要求する。

ホ、―略―

(3) 福祉関係に関する件

イ、じん肺協定について

じん肺は、高度の医学でも不治の転業病として炭鉱、金属鉱山等の労仂者に最も恐れられている。罹患者は、死の宣告を受けたも同然である。このような危険な場所で作業させる使用者の責任として、家族の保護にも万全をつくすべきである。

従って次のとおり要求する。

一、じん肺法は、あくまで事業主が一切の補償の責任をとることを原則としている休業者の療養補給費については現行通り支給すべきである。

二、その他貴方提案については一切これを認めることは